

第23回 公設事務所運営特別委員会



公設事務所運営特別委員会副委員長 津村 政男 (37期)

1 公設事務所運営特別委員会とは

本委員会は、弁護士任官の推進、刑事弁護態勢の充実・強化、日弁連ひまわり公設事務所等への弁護士の派遣、地域の法的需要への対応、弁護士職務経験法(略称)に基づく判事補・検事の受け入れ、法科大学院臨床教育の支援及び法テラスにおける勤務弁護士の養成等を目的とする支援を行うために設置された。

本委員会の主な職務は、公設事務所の設置を推進し、その運営に協力し、これを指導監督することなどである。

本委員会は70人以内の委員で構成され、委員長及び副委員長5名で運営されている。委員長は前年度本会会長が、副委員長は前年度担当副会長らが担うのが慣例で、会務の継続性が図られている。

本委員会がその運営に協力し指導監督する法律事務所としては、次のとおり、四つの都市型公設事務所がある。

2 各都市型公設事務所の活動について

(1) 弁護士法人 東京パブリック法律事務所

本法律事務所は、2002年6月に設立され、本年7月末現在、15名の常勤弁護士等が在籍する。①豊島・板橋・北・練馬各区など地域の住民の法律相談の核としての役割、②ひまわり公設又は法テラスへ赴任する若手弁護士の養成(派遣実績16名)、③弁護士任官者の送り出しと受け皿(実績1名)、判事補の弁護士職務経験の受け入れ(実績2名)を活動の柱としている。

(2) 弁護士法人 北千住パブリック法律事務所

本法律事務所は、2004年4月に全国初の刑事対応型の都市型公設事務所として設立され、本年7月末現在、17名の常勤弁護士が在籍する。刑事事件はもちろん、市民のための法律事務所となることを目指して、法律相談・法律扶助事件にも積極的に取り組んでいる。また、養成事務所として、ひまわり公設・法テラスへ赴任する若手弁護士の育成に携わるほか(派遣実績10名)、法科大学院との連携、事務所外の弁護士・修習生にも広く参加を呼び掛けている。勉強会の開催等、法教育や実務研究にも力を入れている。

(3) 弁護士法人 渋谷パブリック法律事務所

本法律事務所は、2004年7月に設立され、本年7月末現在、9名の常勤弁護士等が在籍する。法科大学院における臨床教育の実施を主な目的とし、國學院大学法科大学院の中に設置された公設事務所である。本会の法律相談センターも併設している。これまで、法テラスへの派遣2名、他職経験の受け入れ1名、弁護士任官者の送り出し1名の実績を有する。

(4) 弁護士法人 多摩パブリック法律事務所

本法律事務所は、2008年3月に設立され、本年7月末現在、8名の常勤弁護士が在籍する。多摩地区は400万人以上の住民を抱えながら、事務所を置く弁護士数が約400名に過ぎず、弁護士過疎地域というべき現状にある。そこで、400万人以上の住民に対する法的サービスを拡充するために設立された。また、多摩地区における刑事対応型の公設事務所であるところにも特色がある。

3 各都市型公設事務所の現状と課題

これまで各都市型公設事務所が果たしてきた役割は、ひまわり公設・法テラスへの若手弁護士の派遣、弁護士任官者の送り出し、他職経験者の受け入れなど、多大なものがある。また、近時、このような役割を理解して応募してくる修習生らも多数に及び、厳しい就職状況となっている。

しかるに、各法律事務所において、新入会員をはじめ若手会員を指導するノウハウは充実しているものの、これを担う副所長から中堅弁護士の人数構成が非常にアンバランスとなっており、十分な指導体制を築けない現状にある。

そこで、各事務所において、若手弁護士の指導者層となる弁護士を緊急に募集しているので、是非ご応募いただきたい。詳細は各事務所のホームページをご覧ください。

*** 公設事務所運営特別委員会に関する問い合わせ先**

全体委員会 毎月第4火曜日 午後1時～3時
担当事務局 総務課 TEL.03-3581-2204